

市会議案第 23 号

返還不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡
充を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 27 日提出

吹田市議会議員 野田 泰弘

同 齋藤 晃

同 吉瀬 武司

返還不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返還金は次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。この奨学金制度は、国立大学や私立大学の授業料が共に高止まりしていることなどが背景となり、平成28年（2016年）度における利用者は、大学生などの約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、卒業後は非正規雇用などにより収入が安定せず、奨学金の返還に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は本年6月に閣議決定したニッポン一億総活躍プランにおいて、返還が不要な給付型奨学金の創設を検討することを盛り込んだ。現在、OECD（経済協力開発機構）に加盟する35か国のうち、給付型奨学金制度が整備されていないのは日本とアイスランドのみである。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、具体的な経済支援策として、下記の事項に取り組むよう強く求める。

記

- 1 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないよう、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、平成29年（2017年）度を目途に給付型奨学金を創設すること。
- 2 希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、有利子から無利子への流れを加速するとともに、無利子奨学金の基準を満たしているにもかかわらず予算不足のため貸与されない、残存適格者を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯については、学力基準を撤廃し、無利子奨学金を受けられるようにすること。
- 4 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。
また、現在の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月 日

吹 田 市 議 会